

# 市民参加実施結果シート

**結果 (途中・終了)**  
令和2年4月1日時点

担当課(都市計画課)

2 市民参加の手續 実施結果について	
タイトル	景観条例及び景観計画の改正
正式名称	流山市景観条例の一部を改正する条例、流山市景観計画の改定
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築及び工作物の建設を行う際に景観法に基づく行為の届出については、流山市景観計画において対象となる行為及び基準を規定し、流山市景観条例に基づき事前協議を実施し、良好な景観の形成を推進するため指導している。</li> <li>・現行の流山市景観計画においては、届出対象とならない建築物(コンテナ倉庫)及び工作物(コインパーキング)が市内に散見されるようになってきたことから、これらについて規模にかかわらず届出対象行為とする。</li> <li>・以上のことから、流山市景観条例を改正し事前協議を課すことで、事前に設置者と協議することが適切であると考え。</li> </ul>
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会では、対象となる設置事業者の出席があったものの、内容について意見はなく、手続きについての質問のみであった。改正内容については、理解が得られているものとする。</li> </ul>

## (1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	審議会・・・専門的な見地から意見を聴取する必要があると考えたため 意見交換会・・・直接意見交換が可能であり、率直な意見が聴取できると考えたため 案縦覧・・・対象者を限定せず、期間が比較的長期であり、より多くの意見を聴取できると考えたため
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日・場所等	⑥対象者・人数等	⑦委員構成	⑧結果の公表	⑨市民参加手續実施後の検証	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
審議会	令和元年12月16日	—	—	・令和元年12月26日 流山市役所	都市計画審議員 (公募の市民委員)	—	—	—	意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	—	
意見交換会	<HP> 令和元年10月24日 <広報紙> 令和元年11月11日号	—	—	・令和元年11月15日 流山市役所 ・令和元年11月16日 流山市役所	参加者 ・令和元年11月15日 5名 ・令和元年11月16日 6名	—	—	意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	・設置事業者に対し、直接案内を郵送及び電話で開催を周知した。 ・平日夜と土曜日に実施することで、参加できる機会を増やせるよう努めた。		
案の縦覧	<HP> 令和元年11月11日～ <広報紙> 令和元年11月11日号	<意見募集期間> ・令和元年11月11日～ 令和元年12月9日	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	・令和元年11月11日～ 令和元年12月9日 流山市役所及びHP	意見数 0件	—	—	意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	・縦覧期間を4週間とし比較的長期間とすることで、できるだけ多くの意見が集まるよう、HPでも縦覧を行い、意見交換会でも周知した。		

(2)実施された市民参加の流れ

.....▶ \*継続的なもの

市民参加の手法	令和元年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月
審議会											● 都市計画審議会		
意見交換会									● 意見交換会(2日間)				
案の縦覧									← 案の縦覧 →				